

- 農林水産省告示第二百五十一号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の二の項の規定に基づき、昭和
五十五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号
(植物防疫法施行規則別表一の二の項の台帳から
発送されるポンカン、タンカン、リュウチン種の
スイートオレンジ及びいしの生果実に係る農
林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次
のように改正し、平成元年三月七日から施行する。
平成元年三月一日
- 農林水産大臣 羽田 政
- 四 生産地における消毒
〔ポンカンの生果実については、低温処理施
設において、生果実の中心部が一度になつた
後、引き続き十四日間その温度で消毒するこ
と。〕

〔1〕タンカン及びリュウチソ種のスイートオ
レンジの生果実については、くん蒸施設にお
いて、その内容積一立方メートル当たり十グ
ラムのエチレンダイプロマイドを使用して十
五度以上の温度で二時間くん蒸すること。こ
の場合、生果実は、未包装のままでくん蒸を
行うこととし、一回に処理する生果実の量は、
内容積比で施設の内容積の五十パーセントを超
えないこと。

〔2〕れいしの生果実については、次のア、イの
順序で消毒すること。

ア 蒸熟処理施設において、飽和蒸気を使用
して、生果実の中心部の温度を三十度から
四十一度まで四十五分以内に直線的に上
げ、その後、生果実の中心部の温度を四十
六・二度とし、その温度以上で二十十分間消
毒すること。この場合、一回に処理する生
果実の量は、内容積比で施設の内容積の三十
パーセント以上とすること。

イ 低温処理施設において、当該生果実の中
心部の温度が二度になった後、引き続き四
十二時間その温度で消毒すること。この場
合、生果実の中心部の温度を、アの蒸熟處
理終了後六時間以内に二度まで下げるこ
と。